



村議会議員選挙(4月27日)で、ひぐち重喜は 200票の得票、13位に当選させていただきました。

いかなる妨害や圧力にも屈しなかった珠玉の200票———！
新しい村づくり(村改革)を心から願う尊い200票———！
当選後「投票できなかったけれど、村の改革を期待し応援しています」という匿名の電話や手紙を多数いただいております。

選挙にかかった金額 総額94,400円(カンパを含む)
うち、遊説用スピーカーのレンタル料60,000円
あとは主にポスター代で、大勢のボランティア活動に支えられました。

【議員活動の開始】

当選証書授与式(4月30日)

朝10時に、村役場2階会議室に召集。
村長はじめ執行部役員と対面した形に並び、選挙管理委員長から一人一人「当選証書」と「議員バッジ」が渡される。
○選挙管理委員長が挨拶
定番の祝辞が述べられたあと「これからは、高村村政を支えていただき、よい村づくりに頑張ってください」
*「??? この人、本当に選挙管理委員長なのかしら???」

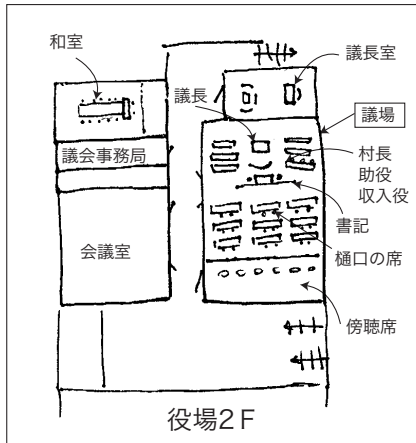
○村長の挨拶

定番の祝辞が述べられたあと「執行部と議会は車の両輪である。村政に対し色々批判もあるようですが、私は全て議会の承認を経て行っております」
*「全て」かどうかはこれからとして、いずれにしても「議会(議員)の責任」は重大である！

初・臨時村議会(5月8日)

朝10時前、役場2階の議員控室(和室)に入る。(他の議員さんは、まず村長室でお茶を飲むのが習慣らしい)
●最多選議員(5期-2名)さんにより議事進行。

- 議員用の作業服、ブレザー、ズボンなどをつくることを決める。(ひぐちは、「作業服以外の無駄はやめたほうがいい」と発言)……ちなみに費用は自弁です。
- 議会には3つの常任委員会がある。ひぐちは、「総務常任委員会」に志願。総務委員長になる。管轄は、「総務課」「企画課」「税務課」その他、他の委員会の管轄外の部署



- 議長・副議長の選出に入る
「多年生議員で調整したい」との申し出に同意……該当議員、議長室へ
昼食(カツ丼=自弁)を挟み約4時間進展なし3時10分前「調整がつかないので山中地区選出議員で決める」との申し出、ひぐち：「4時間も待たせておいて何の経過説明が無いのはおかしい」と経過説明を求める……十分なる回答が無い。
山中地区選出議員8名が議長室へ議長は、高村昌也議員(1年生議員)と決まる
平野・長池の6名で議長室へ入る
ひぐち：「十分な説明が無いことに不満である。私は慣例慣習は尊ぶが、認めない」
副議長は長田道廣議員(1年生議員)

- 午後4時から本会議開会
議席番号は3番である。書記のテーブルを挟み役場執行部役員と対面した形で座る。
- 議員控室で5時間(!?)かかって決めた人事案件を、議場内でセレモニー的に一つづつ議決する。(賛成は起立)
- 夕方5時役場を出る。

どうなっているの「山中の診療所」?

「山中診療所」が昨年の11月ころ急に閉鎖になり、驚いた患者さんは平野診療所に来ている。それ以後、現在までメドが立っていない。(色々な噂が流れている。)そこで、担当の「福祉健康課」の課長を訪ねた。

課長：「あれは、山中湖村村営の診療所ではないのです」「???」

課長から詳しく聞いたことを整理すると

- 山中湖村は、診療所の建物を無償で民間医療法人「雙寿会」(ソウジュカイ)に貸与しているだけ
- その民間医療法人のお医者さんが急に辞めてしまい、お医者さんのメドが立たないので、村としては探すように要請はしている。
- 要請はしているが、なかなか来てくれるお医者さんがいない
- その医療法人とは「委託契約」はしていない。
- 村としては、この医療法人に年間1,000万円を助成金として拠出しているだけ。



ひぐち：民間医療法人「雙寿会」って、一体どういう団体なんだろう?

確か山中湖村条例の中に「山中湖村立診療所設置および管理に関する条例」(平成元年)があったはずだが?

これって、本当に村民の健康と福祉を考えている行政なのだろうか?

課長：民間医療法人「雙寿会」とは 設立：平成12年12月12日 理事長：初代・石田正夫(医師) 現在・田辺好英
常務理事：田辺七良(富士吉田市 会社役員)……実質的責任者
本部事務所：山中診療所内

診療所設置条例は、平成13年3月の定例議会で改廃議決しています

理由は、医者の手配が中々難しいということと経費的な問題がありまして……今最低でも1,500万は要求されます。

ひぐち：条例を廃止した理由がよく理解できない。

今日明日とは言わないが、民間に切り換える時の理由とその裏づけ資料を作り提出するように指示(例えば費用関係)

現実問題として、何が原因で民間に変更したか、その結果どうであったかを整理し、早急に対応策を見つけて出さなければならない。(現状では問題の解決にはなっていない)
課長からは、「顔の広いところで、だれかお医者さんを紹介してくれないか」と頼まれた。
その前に山中湖村としての姿勢(システムと予算)が根本的問題なのに……

みなさんはどうお考えですか? 《この問題は、引き続き調査し報告します》

豆知識 村議会の招集権は誰にあるの? 議長でしょうか?
答え：「議長」ではなく村長に招集する権限があるのです(地方自治法101条)

お知らせ

※6月「定例議会」…19日(木)~27日(金)(27日は一般質問予定日)
議会終了後「ひぐちの定例議会報告会」を計画しています。

※村政についてのご意見や提言が多数寄せられています。これからの活動に役立てます。ぜひ、皆さんの声を聞かせてください。